

武蔵村山市第三次男女共同参画計画

平成27年度 推進状況調査報告書

武蔵村山市男女共同参画推進委員会
平成29年3月

はじめに

武蔵村山市では、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～21年度）、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～26年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

そして平成27年に「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」のもと、全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めています。

本報告は、第三次計画に登載した79事業について、平成27年度における施策の進捗状況を取りまとめたものであり、今後更なる事業の推進に向けて、指針となるものです。

目次

推進状況調査の概要

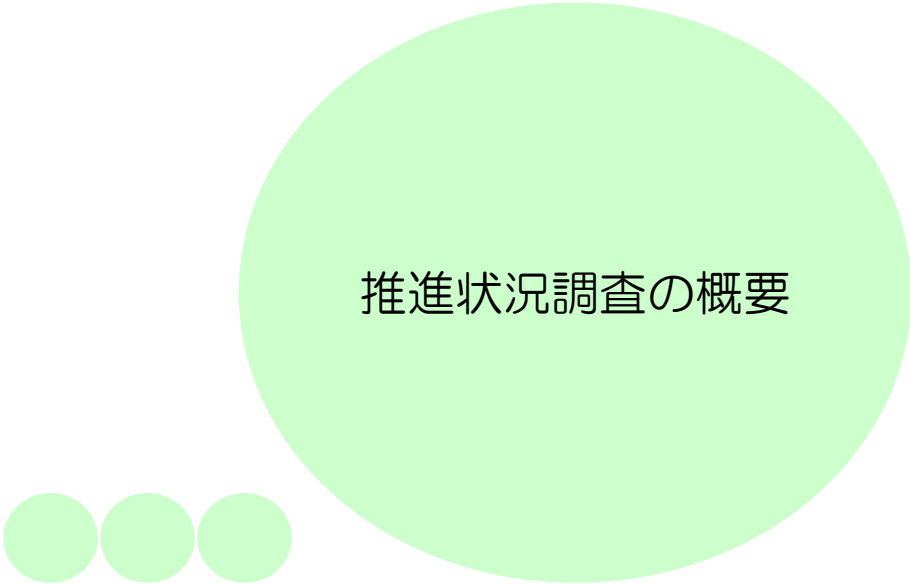
1 計画の体系	2
2 調査の概要	4
3 調査結果の見方	5

推進状況調査結果

自己評価調査結果	7
事業一覧	9
目標1 男女平等の意識づくり	13
(1) 男女平等意識の啓発・醸成	13
(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	13
(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	15
目標2 男女の人権の尊重	17
(1) 互いの性の尊重	17
(2) 男女の基本的な人権としての健康支援	17
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	19
(4) セクシュアル・ハラスメントや 性犯罪の防止と被害者の支援	25
目標3 様々な分野における男女共同参画の推進	27
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	27
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	28
(3) 防災分野における男女共同参画の推進	28
(4) 国際理解・国際交流の推進	29
目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	30
(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	30
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	31
(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進	33

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿
武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿



推進状況調査の概要

計画の体系

調査の概要

調査結果の見方

推進状況調査の概要

2 調査の概要

(1) 目的

武蔵村山市第三次男女共同参画計画に登載されている79事業を、計画体系に基づき取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における推進のための指針とする。

(2) 調査項目

事業名、担当課、事業内容、27年度実施内容、目標値（重点事業のみ）、現状値（重点事業のみ）、評価、28年度目標

3 調査結果の見方

基本目標1 男女平等の意識づくり

(1) 男女平等意識啓発・醸成

この事業で実施すべき内容が記載されています。重点事業については、重点目標が記載されています。

重点事業は数値目標が設定されており、平成31年度までに達成する目標値と、平成27年度現在の現状値が記載されています。

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
1	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等についての情報を提供します。 【重点目標】 男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビー及び緑が丘ふれあいセンターにおいてパネル展を実施した。 情報誌YOU・Iを3回発行し、金融機関を中心に5か所の事業所に配布した。 	30企業	C	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 情報誌を配布した事業所と連携した事業や講座の開催を検討する。
	協働推進課			5企業		

この事業の名称と、担当する課が記載されています。一つの事業を複数の課が担当している場合があります。

27年度に実施した内容が記載されています。この内容に基づき自己評価を行います。

- 27年度に実施した内容に基づき各課が自己評価を記入します。
- A 十分進捗し、大きな成果が得られている。
 - B 概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
 - C 事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
 - D 不十分で課題が多い。
 - E 事業を実施していない。

28年度に実施する目標・内容を各課が記入します。ここに記入した目標が取り組まれているかどうか、次年度に確認します。

1 計画の体系

基本理念

基本目標

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

目標 1 男女平等の意識づくり

目標 2 男女の人権の尊重

目標 3 様々な分野における
男女共同参画の推進

目標 4 就労における男女共同参画とワ
ーク・ライフ・バランスの推進

主要課題

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

(1) 互いの性の尊重

(2) 男女の基本的人権としての健康支援

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援
<DV防止基本計画>

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

(4) 国際理解・国際交流の推進

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

施策

- ①男女平等意識の啓発
- ②男女平等と人権に配慮した表現の推進

- ①家庭・地域における男女平等意識の形成
- ②学校等における人権尊重教育の実施
- ③市内事業所における男女平等意識の形成
- ④市役所における男女平等意識の形成

- ①男女共同参画センターの周知の強化
- ②男女共同参画センターの機能の充実

- ①男女相互の身体や性の理解・尊重の促進
- ②性的少数者に対する理解と配慮の促進

- ①ライフステージに対応した健康づくりの支援
- ②女性の生涯を通じた健康支援

- ①被害の未然防止・早期発見のための取組
- ②相談業務の充実
- ③被害者の保護
- ④被害者の自立支援
- ⑤関係機関との連携

- ①セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止
- ②セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害者の支援

- ①本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②事業所、農業、自営業分野における方針決定過程への女性の参画促進
- ③教育の場における女性の登用促進

○地域社会における男女共同参画の推進

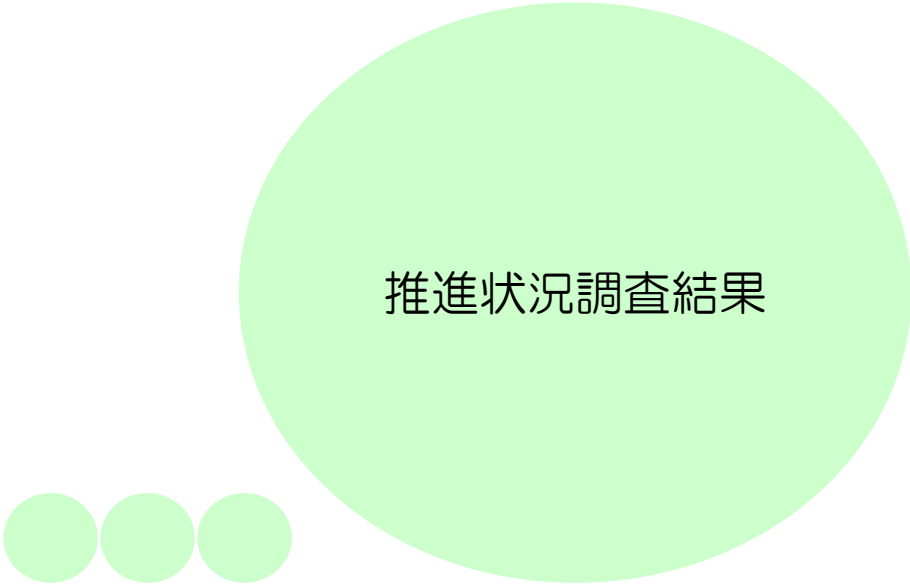
○平常時及び災害発生時における男女共同参画の推進

○互いの文化・習慣の理解と尊重

- ①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②女性の(再)就業に向けた支援

- ①仕事と生活との両立支援策の推進
- ②充実した多彩な暮らしの実現に向けた支援
- ③生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

- ①男性の長時間労働の縮減
- ②男性の家庭生活への参加の促進



推進状況調査結果

自己評価調査結果

目標1 男女平等の意識づくり

目標2 男女の人権の尊重

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

推進状況調査結果(自己評価調査結果)

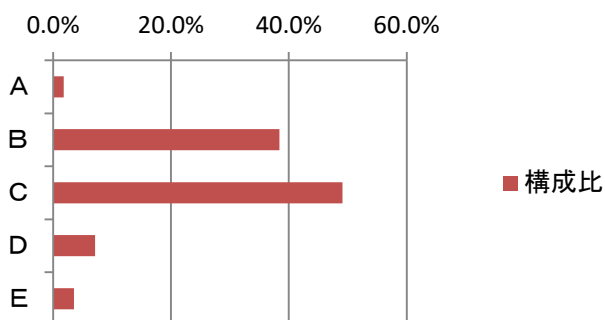
自己評価調査結果

自己評価:平成28年度に行った事業に対し、担当課が以下の区分に従い自己評価しています。

A	十分進捗し、大きな成果が得られている。
B	概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	不十分で課題が多い。
E	事業を実施していない。

自己評価集計結果

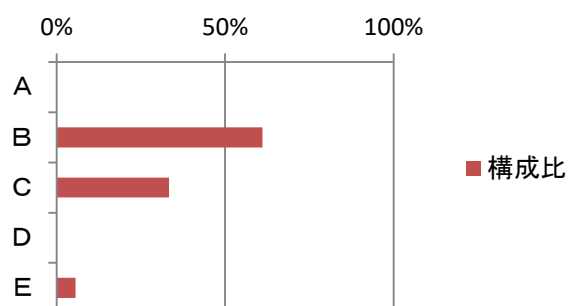
評価	件数	構成比
A	2	1.8%
B	43	38.4%
C	55	49.1%
D	8	7.1%
E	4	3.6%
合計	112	100%



目標別集計結果

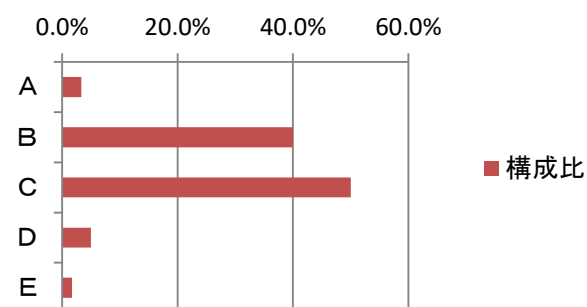
目標1 男女平等の意識づくり

評価	件数	構成比
A	0	0%
B	11	61.1%
C	6	33.3%
D	0	0%
E	1	5.6%
合計	18	100%



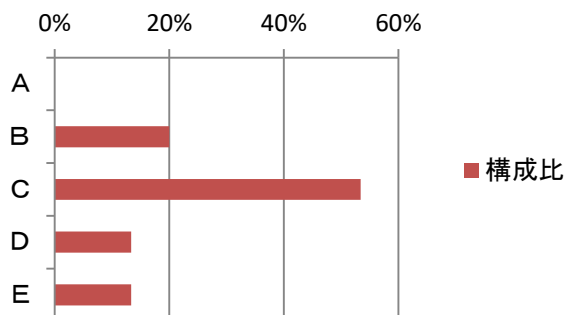
目標2 男女の人権の尊重

評価	件数	構成比
A	2	3.3%
B	24	40.0%
C	30	50.0%
D	3	5.0%
E	1	1.7%
合計	60	100%



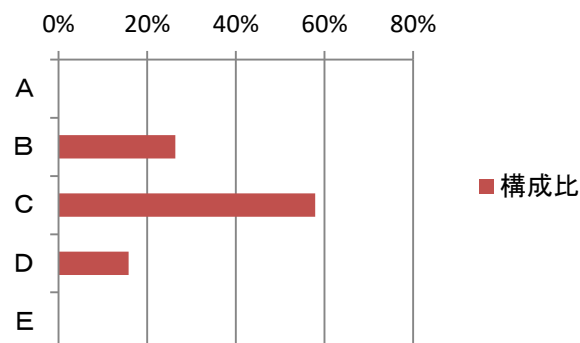
目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

評価	件数	構成比
A	0	0%
B	3	20.0%
C	8	53.4%
D	2	13.3%
E	2	13.3%
合計	15	100%



目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

評価	件数	構成比
A	0	0%
B	5	26.3%
C	11	57.9%
D	3	15.8%
E	0	0%
合計	19	100%



担当別自己評価一覧

担当課	A	B	C	D	E
秘書広報課			1		
企画政策課・協働推進課			1		
職員課			4	1	
防災安全課		3			1
協働推進課		9	19	4	2
産業観光課		1	2	2	
地域福祉課		3			
高齢福祉課		1	3		
障害福祉課			4		
子育て支援課		9	7	1	1
子ども育成課		2			
生活福祉課		2	2		
健康推進課		4	4		
教育総務課			2		0
教育指導課		7	4		
文化振興課		1	1		
スポーツ振興課		1			
全課	2		1		
合計	2	43	55	8	4

武蔵村山市第三次男女共同参画計画事業一覧

目標1 男女平等の意識づくり

No	事業名	担当課	ページ
1	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	協働推進課	13
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	全課	
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	協働推進課	
4	地域における男女平等の啓発	協働推進課	
5	男女共同参画週間事業の実施	協働推進課	
6	学習機会の提供の充実	協働推進課、文化振興課	14
7	人権尊重教育の推進	教育指導課	
8	教職員研修	教育指導課	
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	教育指導課	
10	事業主等への要請	協働推進課	15
11	職員への男女平等研修の実施	職員課	
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	職員課	
13	市内事業所との意見交換会	協働推進課	
14	センターの周知【重点事業】	協働推進課	
15	センターの機能の充実	協働推進課	16
16	センターの事業内容の充実	協働推進課	
17	センタースタッフの育成	協働推進課	

目標2 男女の人権の尊重

No	事業名	担当課	ページ
18	年代に応じた性教育の推進	協働推進課、教育指導課	17
19	性的少数者に関する講座の開催【重点事業】	協働推進課	
20	小・中学校における個別的支援	教育指導課	
21	学習機会の提供の充実	健康推進課	
22	心とからだの健康づくりの推進【重点事業】	健康推進課、スポーツ振興課	18

23	疾病の予防と健診事業の充実	健康推進課	18
24	健康相談の充実	健康推進課	
25	更年期を理解するための情報提供	健康推進課	
26	妊産婦のための相談体制の充実	健康推進課	
27	女性に対する健(検)診事業の充実	健康推進課	19
28	健診等による被害者発見時の対応	健康推進課	
29	被害者発見時の通報の周知	地域福祉課、子育て支援課 教育総務課、教育指導課	
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	協働推進課、子育て支援課	20
31	意識啓発のための情報の提供・発信【重点事業】	協働推進課、子育て支援課	
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	協働推進課、教育指導課 文化振興課	
33	相談業務の充実	協働推進課、子育て支援課	21
34	相談員の資質向上	子育て支援課	
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	高齢福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	
36	相談機関の周知	子育て支援課	22
37	被害者の安全確保	子育て支援課	
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	高齢福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	全課	23
40	民間シェルターへの支援	子育て支援課	
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	子育て支援課	
42	被害者の自立のための支援	子育て支援課	
43	市内居住希望者に対する支援	子育て支援課	24
44	子どもがいる家庭に対する支援	子育て支援課、子ども育成課 教育総務課	
45	関連する法制度の運用	全課	
46	関係機関との連携強化	地域福祉課、高齢福祉課 障害福祉課、子育て支援課、生活福祉課	25
47	庁内各部署の連携の強化	子育て支援課	
48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発	協働推進課	
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【重点事業】	職員課、教育指導課	
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	協働推進課	

51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	協働推進課、子育て支援課	26
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	職員課、教育指導課	

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

53	各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】	企画政策課・協働推進課	27
54	市役所における女性管理職登用の促進	職員課	
55	広聴機会の充実	秘書広報課	
56	女性リーダー育成	協働推進課	
57	農業、自営業への男女共同参画	産業観光課	28
58	市内事業所における女性登用の促進	協働推進課	
59	女性教員の管理職登用の促進	教育指導課	
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携【重点事業】	協働推進課	
61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災安全課	29
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	防災安全課	
63	避難所における男女共同参画の推進	防災安全課	
64	防災会議委員への女性の登用【重点事業】	防災安全課	
65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催【重点事業】	協働推進課	
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	協働推進課、教育指導課	

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

67	市民・事業者に向けた情報提供	産業観光課	30
68	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	協働推進課	
69	女性の起業に関する情報提供・支援	協働推進課	
70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	協働推進課、産業観光課 高齢福祉課、子ども育成課	31
71	職場環境の見直し、意識改革の推進	産業観光課	32
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	協働推進課	
73	地域活動への支援	協働推進課	
74	多世代の交流支援	協働推進課	
75	特に支援を要する市民に対する支援の充実	地域福祉課、障害福祉課 子育て支援課、生活福祉課	33

76	長時間労働縮減に向けた啓発	産業観光課	33
77	家庭内での男女平等意識の推進	協働推進課	34
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	協働推進課	
79	モデルケースの紹介【重点事業】	協働推進課	

基本目標1 男女平等の意識づくり

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
1	男女平等に関する各種情報の提供 【重点事業】	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等についての情報を提供します。 【重点目標】 男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	・男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビー及び緑が丘ふれあいセンターにおいてパネル展を実施した。 ・情報誌YOU・Iを3回発行し、金融機関を中心に5か所の事業所に配布した。	30企業	C	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・情報誌を配布した事業所と連携した事業や講座の開催を検討する。
	協働推進課			5企業		
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることを徹底します。	言葉やイラスト等により男女の性別イメージが固定化されないように、表現を注意している。	/	C	男女共同参画担当課である協働推進課が率先して意識づくりを行い、各課に対し配慮を促していく。
	全課					
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	メディアからもたらされる膨大な情報のうち、男女の性役割や暴力を助長する表現等を市民一人ひとりが無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。 また、市報や市ホームページ等を通じて、インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	緑が丘ふれあいセンターでメディア・リテラシー講座を開催し、9名の参加があった。	/	C	メディア・リテラシー講座を1回以上開催する。また、フェイスブックを活用してメディア・リテラシーの啓発を行う。
	協働推進課					

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

4	地域における男女平等の啓発	本市主催のイベント等に男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	村山デエダラまつりで男女共同参画のブースを出展し、男女平等意識に関するアンケートを実施し、啓発物品を配布した。(353名)	/	B	多くの市民に男女平等意識を啓発するため、イオンモールむさし村山でパネル展を実施する。
	協働推進課					
5	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間に合わせて集中的な意識啓発活動を行います。	市役所1階ロビー及び緑が丘ふれあいセンターにおいてパネル展を実施した。	/	B	男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。
	協働推進課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
6	学習機会の提供の充実	<p>家庭における男女平等や人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等について様々な視点からの意識啓発を図るため、講座・講演会や家庭教育学級など学習機会の提供・支援を行います。講座・講演会等の実施に当たっては、多くの市民が学習できるように広報を充実させるとともに、テーマや実施時間を見直します。また、子育て中の市民のために託児付きの事業を実施します。</p>	<p>指定管理事業として、管理職や経営者向けに、部下の育児や介護などの私生活に配慮しつつ、自分自身のワーク・ライフ・バランスも大切に、かつ業績目標も達成する「イクボス」についての講演会を実施し、52名の参加があった。また、緑が丘ふれあいセンターでは、全ての講座を託児付きで実施した。</p> <p>(協働推進課)</p>		B	<p>物づくり、料理、アートなど、趣味や生きがいを見出し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるための講座を、3回以上実施する。また、緑が丘ふれあいセンターの講座は、全て託児付きで実施する。</p> <p>(協働推進課)</p>
	協働推進課 文化振興課					
7	人権尊重教育の推進	<p>子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。</p>	<p>学校・家庭・地域、関係学校間の連携のもとに、いじめは絶対に許されないことを子供たち一人一人に徹底して指導し、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進した。</p>		B	<p>道徳教育をはじめとする小・中学校9年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。</p>
	教育指導課					
8	教職員研修	<p>教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。</p>	<p>十年経験者研修会。人権教育推進委員会。東京都教育委員会発行「人権教育プログラム」の推進。校長及び教員が行うグループを単位とした自主的教育研究活動の推進。</p>		B	<p>各小・中学校の教職員が、児童・生徒一人一人の人権の大切さを自覚し、一人の人間として接するという姿勢で継続的に指導を行う。さらに、児童・生徒理解に基づいた学習指導、生活指導、教室環境整備等を不断に充実させていく。</p>
	教育指導課					
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	<p>児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。</p>	<p>各校における生き方指導の一環として、キャリア教育全体計画及び年間指導計画を策定し、意図的・計画的な進路指導を推進した。</p>		B	<p>各小・中学校において、キャリア教育の研修会を意図的・計画的に実施するための資料等の充実を図る。</p>
	教育指導課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
10	事業主等への要請	男女共同参画社会の実現に向けて、商工会等を通じて市内事業所の事業主に対する働きかけを行います。 【具体的内容】 ・商工会との協働による市内事業所向けセミナーの開催 ・商工会を通じた啓発パンフレットの配布	商工会を通じて働きかけたわけではないが、市内事業所30か所以上に情報誌YOU・Iを配布し、男女共同参画意識の啓発に努めた。		C	引き続き情報誌の配布等により事業所に対し意識啓発を行うとともに、アンケート等を実施し、現状を把握する。
	協働推進課					
11	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、対象者や対象階層を絞った研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を行った。		C	東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を増員する。
	職員課					
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	市職員が育児・介護休業を躊躇(ちゅうちょ)せずに取得できるようにするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。 【重点目標】 男性職員の育児休業取得率	武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、育児休業を取得する男性職員の割合を平成32年度までに10%以上とする数値目標を設定した。平成27年度に新たに育児休業を取れることとなった男性職員の取得者の割合は0%(0/8人)であったが、平成26年度から取得可能であった職員の内1人が取得した。	10%	C	男性職員の育児休業取得率の向上に向けて啓発や奨励をしていく。
	職員課			0% (0/8)		
13	市内事業所との意見交換会	市職員が市内事業所職員の男女平等に関する意識や実態を理解した上で職務に当たることを目的として、市内事業所の職員と市職員との間で男女共同参画に関する意見交換会を行います。	市内事業所との意見交換会は実施しなかった。		E	市内事業所における現状や職員の意識を把握するため、市内事業所に対しアンケート等を実施する。
	協働推進課					

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

14	センターの周知【重点事業】	誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターを目指して、市民のセンターに対する認知度を高めるための取組を行います。センターのホームページを充実させるとともに、情報誌やメールマガジンを発行します。 【重点目標】 センター認知度	情報誌YOU・Iを3回発行し、市民に対し合計1万部配布した。また、ツイッターやフェイスブックを活用して事業の広報等を行った。平成26年度と比べて、施設利用者数は2,052人増加し、事業参加者数は103人増加した。ただし、センター認知度を測る取組はしなかった。	80%	B	広報力を強化し利用者の更なる増加を図るとともに、アンケート等を実施し、センター認知度を測る。
	協働推進課			不明		

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
15	センターの機能の充実	市民誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、相談業務や情報コーナーの整備・充実、交流サロンの設置、他自治体発行の情報誌等の収集・提供、男女共同参画関連図書の本整備に取り組みます。	「女性のための法律相談」として実施していた相談事業を「女性弁護士による法律相談」に変更し、市民の誰でも相談できる体制を整備し、平成27年度は54名の相談者が利用した。	/	B	ツイッターやフェイスブックを活用して相談事業の広報を強化し、より多くの市民に利用していただけるセンター作りに努める。
	協働推進課					
16	センターの事業内容の充実	講座や講演会等の開催、女性の再就職支援、男女共同参画を推進する人材（講師、リーダー、ボランティア）の育成、男性の地域参加支援、シニアライフ支援など、地域で生活する市民のための取組を充実させます。また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援するとともに、登録団体ガイドブックの発行、団体活動紹介ブース等を設置します。	男性対象講座や父子料理教室など、ターゲットを絞った事業を実施して参加者の増加を図るとともに、LGBTなど、時流を反映させた展示を実施し、事業内容の充実に取り組んだ。	/	B	目的と対象を明確にした事業を実施し、講座参加者の増加を図る。特に、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。
	協働推進課					
17	センタースタッフの育成	誰もがより気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、男女共同参画センタースタッフ、サポートスタッフを育成します。	チラシづくり、DV防止等の研修に職員を計10回以上派遣し、業務に必要なスキルや知識の習得に努めた。	/	B	内容や目的を精査しながら、研修等に積極的に参加し、課題解決や市民サービス向上につながるスキルや知識の習得に努める。
	協働推進課					

基本目標2 男女の人権の尊重

(1) 互いの性の尊重

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
18	年代に応じた性教育の推進	男女ともそれぞれの身体について十分に理解し、性に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において男女の性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	中学生、高校生などの若い世代への啓発を目的に、イオンモールでデートDV防止啓発写真展を実施した。 (協働推進課)	/	C	中学生、高校生などの若年層一人ひとりが性に関する正しい理解をするため、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)
	協働推進課 教育指導課		学校、家庭、地域等あらゆる場において、生命の尊厳を基本にした視点に立ち、男女の性についての認識を育てよう学習機会の充実に努めた。 (教育指導課)			B
19	性的少数者に関する講座の開催【重点事業】	性的少数者に対する市民の理解促進のため、性同一性障害等の性的少数者を取り巻く人権課題等に関する市民向けの講座を開催します。 【重点目標】 講座の開催回数	市民を対象にした講座や講演会は実施しなかったが、LGBTをテーマにしたパネル展を実施した。	1回	D	市民を対象にしたLGBT講座を1回以上開催する。また、職員を対象にしたLGBT研修を実施する。
	協働推進課			0回		
20	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	子供1人1人にきめ細やかな指導を行い、個別の対応の充実に努めた。	/	B	文部科学省のパンフレットをもとに支援を要する児童・生徒の実態を把握する。
	教育指導課					

(2) 男女の基本的な人権としての健康支援

21	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	市民向けの教室を行っているが託児付きではない。母子事業の場合は、母子で参加するものが多く、また、成人事業については、託児付きが必要な年代の該当者が少ないため、託児付きでは実施していない。	/	C	引き続き市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行うとともに、幅広い世代の市民に講座や講演会等に参加してもらえるよう開催方法を検討していく。
	健康推進課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
22	心とからだの健康づくりの推進【重点事業】	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ教室の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の機能の充実により、市民の体力の向上を図ります。 【重点目標】 ・健康教室(ヘルシースリム教室)参加者数 ・総合体育館の利用者数	ヘルシースリム教室、骨粗しょう症予防教室、ヨガ体操教室、ピラティス教室、フットケア教室をお伊勢の森分室や地区会館等で行った。 (健康推進課)	70人	C	・健康教室(ヘルシースリム教室)参加者数:50人 ・平成28年度から、「健康づくり活き活き運動塾」を開催する。
	健康推進課 スポーツ振興課		トレーニング室や体育室の個人開放のほか、各種スポーツ教室の開催により、多くの市民が総合体育館を利用した。 (スポーツ振興課)	30人		
23	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健(検)診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	・各種がん(肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん)検診を実施した。 ・年度末に「武蔵村山市の保健事業予定表」を全戸配布し、翌年度の保健事業予定や情報を市民に周知した。		B	各種がん検診を引き続き行い、がん等の疾病の早期発見につなげていく。
	健康推進課					
24	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	医師による健康相談、保健師による保健相談及び栄養士による栄養相談の3部で構成し、年6回開催した。		C	引き続き健康相談を行う。なお、平成28年度からは回数の見直しを行うが、各地区会館へ出張し、相談に対応する。
	健康推進課					
25	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	電話による問合せ等に保健師が対応し、相談に当たっている。		C	引き続き電話相談を実施するとともに、更年期について正しく理解するための情報提供を行う。
	健康推進課					
26	妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	母子手帳交付時の面接、赤ちゃん訪問、健診等を通じて、悩みを抱える妊産婦を早期に発見し、地区担当保健師、育児グループ等で悩み相談を受けている		B	引き続き、母子手帳交付時の面接、赤ちゃん訪問、健診等を通じて、相談を行っていく。
	健康推進課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
27	女性に対する健(検)診事業の充実	女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん)検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健(検)診の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・14回の妊婦健康診査の公費助成を推進し、母子手帳交付時に、健康診査について説明を行っている。 ・子宮頸がん検診については土曜日に受診できるほか、乳がん検診については検診車にて土曜日に行う回もある。 	/	B	平成28年度から妊婦健康診査助成内容変更に伴い、妊婦子宮頸がん検診受診票が増え、検診内容の充実が図られる。
	健康推進課					

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

28	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	DV被害者である可能性がある市民や、DV被害に発展する可能性のある市民については、母子相談につなげている。	/	B	引き続き、関係機関との連携を図るため、母子相談につなげていく。
	健康推進課					
29	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	DV等に関する啓発チラシや講演会等の案内を配布し周知に努めた。 (地域福祉課)	/	B	引き続き、民生・児童委員へDV等に関する啓発に努めていく。 (地域福祉課)
			要保護児童対策地域協議会を通じて、学校関係者、医療関係者及び福祉関係者等に対する周知に努めた。 (子育て支援課)			要保護児童対策地域協議会の実務者会議等においてDV等の事例紹介や検証等を行い意識の向上を図る。 (子育て支援課)
	地域福祉課 子育て支援課 教育総務課 教育指導課		DV等の連絡があった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取るよう努めた。 (教育総務課)			DV等の際は迅速で、適切な対応が必要であることから、関係機関との連携体制整備に努める。 (教育総務課)
			子どもの健診などを通じてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取るよう努めた。 (教育指導課)	/	C	学校だけでは対応が困難であるケースに迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制整備に努める。 (教育指導課)

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	全ての市民に「暴力は決して許さない」という意識を定着させるため、全国的な「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中にDV防止のためのパネル展やパブリシティ運動等を実施して、集中的な啓発を行います。	国際ガールズデー及び女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、市役所及び男女共同参画センターにおいてパネル展を実施した。 (協働推進課)	/	C	女性に対する暴力をなくす運動に合わせた実施など、1回以上パネル展による啓発を行う。その際に、アンケート等を実施し、市民の意識や反響を調査する。 (協働推進課)
	協働推進課 子育て支援課		女性に対する暴力をなくす運動に連動した集中的な啓発は行わなかった。 (子育て支援課)	/	E	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、東京都女性相談センター等と連携して集中的な啓発を行う。 (子育て支援課)
31	意識啓発のための情報の提供・発信 【重点事業】	DVのメカニズムや背景・実態等に関する市民や医療関係者、福祉機関の理解を深めるため、DVについてのパンフレットを作成・配布するとともに、市報や市ホームページなど多様な手段や機会を通して情報を提供します。 【重点目標】 DVについての認知度	DV防止を啓発するパネル展等を実施したほか、講演会等のチラシを男女共同参画センターに設置したが、認知度を測る取組をしなかった。 (協働推進課)	90%	C	DVについて、ツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用して市民に周知するとともに、DVの認知度を測る調査を行う。
	協働推進課 子育て支援課		市民に対し窓口、村山デエダラまつり及び観光納涼花火大会において授乳及びおむつ替えスペースで、赤ちゃんの駅に関するDV啓発リーフレットの配布を行った。 (子育て支援課)	不明		
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	デートDVや暴力の防止について、若年層が主体的に考えることを支援するため、デートDVや暴力の防止についてのパンフレットの配布等を通して、教育の充実を図ります。	デートDV防止啓発として、イオンモールむさし村山にて写真展を実施した。 (協働推進課)	/	C	女性に対する暴力をなくす運動に合わせた実施など、1回以上パネル展による啓発を行う。その際に、アンケート等を実施し、市民の意識を調査する。 (協働推進課)
	協働推進課 教育指導課 文化振興課		「デートDV」や暴力防止について、学校、児童館等での教育、パンフレットの配布を通して、若年層が主体的に考えることができるよう、学習の機会を作った。 (教育指導課)	/	C	日常の教育活動において、児童・生が相互に一人の人間であるという意識をもって生活するように指導を行っていく。 (教育指導課)
			子供相談事業等実施状況一覧を市内小学校に配布し、人権相談等の実施機関の周知に努めた。 (文化振興課)	/	C	国や都が作成している既存のパンフレット等を、講座や事業の際に配布する。 (文化振興課)

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
33	相談業務の充実	<p>被害者が抱える悩みや問題の解決を図るため、相談窓口において被害者の安全確保と生活の安定に向けた助言・支援を行います。女性スタッフが対応することにより、被害者が安心して悩みを打ち明けることのできる環境を確保します。</p> <p>今後、相談に対するニーズを踏まえ、弁護士による法律相談や、休日や夜間でも相談できる体制の整備について検討します。</p>	<p>女性弁護士による法律相談を毎月開催し、安心して相談できる窓口を設けている。平成27年度は54件の相談があった。</p> <p>(協働推進課)</p>	/	C	<p>引き続き女性弁護士による法律相談を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。</p> <p>(協働推進課)</p>
	協働推進課 子育て支援課		<p>母子相談を実施し、被害者が相談できる環境を整備している。しかし、休日及び夜間における相談体制において検討はおこなっていない。</p> <p>(子育て支援課)</p>		B	<p>引き続き母子相談の実施により被害者への支援・助言等を行っていく。</p> <p>(子育て支援課)</p>
34	相談員の資質向上	<p>被害者の悩みや問題の解決を図り、相談窓口や各種手続の担当窓口での二次被害を防止するため、窓口や相談担当者を主な対象とした研修を実施します。併せて、相談業務に関するマニュアルを作成することを検討します。</p>	<p>東京都による母子自立支援・婦人相談員の研修を受講し、東京都相談員連絡会の参加し情報交換と共有認識により、相談員の資質向上を図った。</p>	/	B	<p>資質向上のため、東京都の研修受講と、連絡会への参加を継続して行う。</p>
	子育て支援課					
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	<p>外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。</p>	<p>地域包括支援センターや高齢者見守り相談室等と連携して対応した。</p> <p>(高齢福祉課)</p>	/	B	<p>引き続き、地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等との連携を強化していく。</p> <p>(高齢福祉課)</p>
			<p>障害のある方などの個々のケースに応じて個別の相談に対応した。</p> <p>(障害福祉課)</p>		C	<p>障害のある方などの個々のケースに応じて個別に対応していく。</p> <p>(障害福祉課)</p>
	<p>外国人相談者などの個々のケースに応じて対応した</p> <p>(子育て支援課)</p>	C	<p>引き続き、外国人などの個々のケースに応じて、個別に対応してゆく。</p> <p>(子育て支援課)</p>			
<p>高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課</p>	<p>あらゆる被害者への相談に対応できるよう相談体制の整備を行った。</p> <p>(生活福祉課)</p>	B	<p>相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。</p> <p>(生活福祉課)</p>			

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
36	相談機関の周知	被害者が躊躇(ちゆうちよ)せずに相談窓口を利用できるようにするため、DVの相談窓口の情報を記載した周知カードやパンフレット等を作成し、市内公共施設の窓口や医療機関等に配布します。加えて、様々な機会を通じてDVの相談窓口を周知します。	DVについて、正しい知識を啓発するため、リーフレットを作成し、窓口や赤ちゃんの駅事業で配布を行った。	/	B	被害者の安全確保を最優先にしつつ、相談窓口の存在を知ってもらえるような周知の方法を検討していく。
	子育て支援課					
37	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、女性等緊急一時保護費支給事業や緊急一時保護施設(シェルター)を活用します。	被害者の身柄の安全確保のため、東京都女性相談センター及び東京多摩地域民間シェルター連絡会との情報連携及び施設活用を図った。 平成27年度 緊急一時保護 1件 1名 民間シェルター 2件 4名	/	B	被害者への東京女性相談センター一時保護所及び民間シェルターの利用を図ってゆく。
	子育て支援課					
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	連携する関係機関が増加し、ネットワークの構築が進んでいる。 (高齢福祉課)	/	C	関係機関のネットワークを構築し、特に支援を要する高齢者の被害が発生した場合に迅速な対応ができる体制を作る。 (高齢福祉課)
			福祉施設等との連携を図るとともに、虐待を受けた障害者の一時保護のための居室は確保している。 (障害福祉課)			C
	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		外国人相談者などの個々のケースに応じて対応した。また、緊急な一時保護を要するケースに備え、一時保護を行う民間団体への支援を行った。 (子育て支援課)		C	引き続き、個々のケースに対応できるよう、東京都や福祉施設等と連携を図る。 (子育て支援課)
			福祉施設等との連携を図り、施設の活用について検討を行った。 (生活福祉課)		C	福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。 (生活福祉課)

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票交付等の取扱いには十分留意します。また、国民健康保険、介護保険、児童手当など住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	各課の業務において、個人情報等の取扱いには十分に配慮しており、個人情報の流出等は発生していない。	/	A	DV被害者の個人情報の取扱いは特に注意を要するものであり、関係各課による情報共有など、連携する場を設けるよう検討する。
	全課					
40	民間シェルターへの支援	保護を求める被害者の緊急一時保護を確実にを行うため、民間の緊急一時保護施設運営事業者に対する補助事業を実施します。この事業を通して、民間シェルターの安定的運営を支援します。	東京都多摩地域民間シェルター連絡会へ母子緊急一時保護施設補助金を交付し民間シェルターの安定的運営を支援した。	/	B	引き続き補助金の交付を行う。
	子育て支援課					
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能を備えるよう検討します。	配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行った。 ※ 平成27年11月1日現在、都内26市において配偶者暴力相談支援センターを導入している市はない。	/	D	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行う。
	子育て支援課					
42	被害者の自立のための支援	被害者がDVの被害から完全に逃れ、経済的に自立することを支援するため、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業などひとり親家庭に対する各種支援制度を活用します。	被害者の経済的及び心理的支援において、関係機関及び施設との連携により自立支援を行っている。	/	B	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。
	子育て支援課					
43	市内居住希望者に対する支援	被害者の一時保護施設等退所後の生活基盤を確保し、自立した生活を再建するため、市内在住希望者に対する住宅確保の支援を行います。	市内に住宅を希望する被害者はいなかった。しかし、市外の施設へ保護した被害者の自立後の住宅確保については、施設との連携により支援を行った。	/	C	被害者の安全確保を最優先にしつつ、最大限の支援を行うよう努めていく。
	子育て支援課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
44	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。 また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学援助や就学相談を行います。	被害者の経済的及び心理的支援において、関係機関及び施設との連携により自立支援を行っている。 平成27年度 施設入所者 母子生活支援施設 4世帯 9人 (子育て支援課)	/	B	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。 (子育て支援課)
	子育て支援課 子ども育成課 教育総務課		母子相談員、子ども家庭支援センター等との相談を通して、必要に応じて優先的に保育所に入所することができるようにしている。 (子ども育成課)	/	B	母子相談員、子ども家庭支援センター等との連携を図り、保育所に入所する必要がある児童については、優先して保育所に入所できるよう現行の体制を継続する。 (子ども育成課)
	当事者や第三者から通報があった場合に、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し速やかに対応した。 (教育総務課)		/	C	各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進める。 (教育総務課)	
45	関連する法制度の運用	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、国民健康保険、介護保険、児童手当等について、住民票の異動を経なくてもサービスの利用ができるように、弾力的な運用を図ります。運用に当たっては、各関係部署の連携を密にします。	関係各課による連携や情報共有を行い、DV被害者が安心して必要なサービスを受けられる体制が整備されている。	/	A	個人情報取り扱いに十分注意しながら、関係各課の連携を強化して被害者が安心して生活できる環境作りを整備していく。
	全課					
46	関係機関との連携強化 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につないでいる。 (地域福祉課)	/	B	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につなぎ、情報共有と対策について検討していく。 (地域福祉課)
			地域の課題解決のための「地域ケア会議」等を開催し、関係機関との連携を強化している。 (高齢福祉課)	/	C	「地域ケア会議」をさらに充実させ、関係機関との連携を強化する。 (高齢福祉課)
			DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けての相談支援を行った。 (障害福祉課)	/	C	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化する。 (障害福祉課)

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
46	子育て支援課 生活福祉課	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	東京女性相談センター、周辺市の警察及び相談員との連絡会へ参加し機関との情報共有と連携を図っている。 (子育て支援課)	/	C	各種関係機関や施設との情報共有を行い、様々なケースの被害に対応できる体制を作る。 (子育て支援課)
			福祉関係者との連携を図るため、連絡回答等に参加し、人件被害の解決に努めた。 (生活福祉課)			
47	庁内各部署の連携の強化	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるようにするため、庁内連携組織を設置します。庁内関係部署間の連携を通して、被害者が支援を受けの際に必要な各種手続の簡素化・一元化を検討します。	庁内関係各課の連携を図る配偶者等暴力被害者支援連絡会を設置し、情報共有と対策について検討及び対応を行った。	/	B	引き続き連絡会組織による連携を図る。
	子育て支援課					

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行為防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカ行為の発生防止に向けて、市報や市ホームページ等の様々な手段や機会を活用して情報を提供し、意識啓発に努めます。	国際ガールズデー及び女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、市役所及び男女共同参画センターにおいてパネル展を実施した。	/	C	ハラスメントや性犯罪の防止など、人権の尊重に関する講座、講演会を実施するほか、フェイスブック等を活用した啓発を1回以上行う。
	協働推進課					
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【重点事業】	就労の場(市役所)、教育の場(学校)におけるセクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修等を実施します。 【重点目標】 セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	庁内で職員向けの研修は実施していないが、東京都市町村職員研修所が実施する「ハラスメントの防止」を含む管理者研修への職員派遣を行った。 (職員課)	年1回	D	東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を引き続き実施するとともに、パワハラ・セクハラ防止の指針を策定する。
	職員課 教育指導課		各学校において、服務事故防止研修に事例分析を取り入れ、意識向上に努めた。 (教育指導課)	0回		
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	性暴力、性犯罪の実態についての広報や関係法令の周知等を通して、性犯罪の根絶を図ります。	国際ガールズデー及び女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせ、市役所及び男女共同参画センターにおいてパネル展を実施した。	/	C	ハラスメントや性犯罪の防止など、人権の尊重に関する講座、講演会を実施するほか、フェイスブック等を活用した啓発を1回以上行う。
	協働推進課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	被害者の方が安心して相談できるよう、女性弁護士による法律相談を毎月実施し、平成27年度は54件の相談があった。 (協働推進課)	/	C	チラシの配布や、ツイッター、フェイスブック等の活用により、相談窓口の存在を定期的に周知する。 (協働推進課)
	協働推進課 子育て支援課		相談業務において、相談室(個室)の利用や個人情報等の取扱には十分な配慮している。ただし、臨床心理士による相談業務実施については検討していない。 (子育て支援課)	/	B	相談室(個室)を利用した相談業務は引き続き行ってゆく。 (子育て支援課)
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場(市役所)、教育の場(学校)においてセクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	セクシュアル・ハラスメント防止の指針の策定に係る検討を行った。 (職員課)	/	C	セクシュアル・ハラスメント防止の指針を策定し、苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。 (職員課)
	職員課 教育指導課		学校において、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置している。 (教育指導課)	/	B	各小中学校において、セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査を行う。 (教育指導課)

基本目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
53	各種審議会等への女性の参画促進 【重点事業】	審議会等の委員構成が男女いづれか一方の性に偏ることのないようにするため、絶えず委員の登用状況を見直します。 【重点目標】 審議会等委員の女性割合	武蔵村山市附属機関等における公募委員の公募に関する指針に基づき、性別を把握した上で選定できるように当該指針の適正な運用に努めた。また、審議会等における女性委員の比率について調査を行い、各課に対して積極的な登用に努めるよう促した。 (企画政策課) (協働推進課)	40%	C	女性委員の参画状況を確認するための調査を実施し、女性委員の比率を把握した上で、各課に対して積極的な登用に努めるよう促す。また、女性委員が会議に参加しやすいように、保育付きで会議を開催するよう各課に対して促していく。
	企画政策課 協働推進課			28%		
54	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、職員に対し、管理職試験の受験を促します。	武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、管理職にある職員に占める女性割合を平成32年度までに15%以上とする数値目標を設定した。		C	対象者に受験を促し、少しでも女性割合が向上するよう努める。
	職員課					
55	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	市民と市長のタウンミーティングにおいて、保育サービスを実施し、子育て中の市民が参加しやすい環境作りに努めました。		C	市民と市長のタウンミーティングにおいて保育サービスを継続するとともに、子育て世代の市民が、参加しやすい環境に配慮した回を設定するなど、女性の参画を促していく。
	秘書広報課					
56	女性リーダー育成	地域活動の活動方針の決定過程等を中心的に担うリーダーや役員等への女性の参画を促すため、女性リーダーを育成する研修・講座を開催します。また、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援します。	経営者や管理職などの立場にいる女性が情報を共有する交流会を実施し、ネットワーク作りを図った。		C	女性リーダーを育成する講座・交流会を実施するほか、起業などのキャリアアップを支援する講座を実施する。
	協働推進課					
57	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。 併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	市内の認定農業者のうち1件で、家族協定を結んだ。家族それぞれの役割分担、労働条件を協議の下で決定することとし、家族全員が対等な立場で農業に従事する形を作った。		C	家族協定締結農家を新たに1件増加させる。
	産業観光課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
58	市内事業所における女性登用の促進	市内事業所における方針決定過程への女性の参画を促進するため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入等に関する情報提供を行います。	ポジティブ・アクションに関する情報提供や周知啓発の取組は行わなかった。	/	E	市ホームページやフェイスブックでポジティブ・アクションの意味や内容を啓発するとともに、情報誌での特集を検討する。また、市内事業所への訪問を行い、ポジティブ・アクションの啓発や情報交換等を行う。
	協働推進課					
59	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	輝け未来の管理職研修を行い、女性教員の参加を促した。	/	C	女性教員の主任教諭・主幹教諭選考の受験率を上げる。
	教育指導課					

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携 【重点事業】	地域における男女共同参画を推進するため、地域で男女共同参画社会の実現に向けた公益的な活動を行う市民グループ(団体)を育成するとともに、連携を強化します。 【重点目標】 男女共同参画団体の発足数	緑が丘ふれあいセンターの事業実施を通じて各種団体との連携はしているが、男女共同参画の推進を主な活動とする団体の発足には至っていない。	2団体	D	緑が丘ふれあいセンターの事業で、センターを利用している団体の活動紹介やブース出展等の機会を設け、男女共同参画の活動について意識作りを行う。
	協働推進課			1団体		

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	消防団に、新たに4名の新入団員が入団した。合計8名で活動を行っていく。自主防災組織への女性の参画は高いものと思われる。引き続き男女双方の参画をお願いしている。	/	B	女性消防団に関しては、目標値である10名の参画に引き続き入団を推進していく。自主防災組織に関しては、男女双方の参画を今まで同様促していく。
	防災安全課					
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図るため、地域防災計画の見直しに当たっては、男女共同参画の視点を反映させます。	現在のところ、地域防災計画(平成26年3月修正)の見直しの予定はなく、今後、見直しの必要性が発生した場合は、男女共同参画の視点を反映させていく。	/	E	現在のところ、地域防災計画(平成26年3月修正)の見直しの予定はなく、今後、見直しの必要性が発生した場合は、男女共同参画の視点を反映させていく。
	防災安全課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
63	避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。	平成27年度避難所体験訓練において、女性講師を招いた防災講演会を実施し、女性目線を取り入れた避難所運営の重要性について講義した。	/	B	避難所体験訓練時等を捉え、女性目線に関する意見交換を実施する等、避難所運営の充実を図っていく。
	防災安全課					
64	防災会議委員への女性の登用【重点事業】	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図り、災害発生時の女性の人権を擁護するため、市防災会議委員に女性を積極的に登用します。 【重点目標】 防災会議の女性委員数	防災会議には3名の女性委員が参画し、会議に女性の意見が反映されるように運営している。	4人	B	目標値である4名の女性委員の参画を目指し、災害発生時の女性の人権を擁護するため体制づくりをめざす。
	防災安全課			3人		

(4) 国際理解・国際交流の推進

65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催【重点事業】	開発途上国を中心とした世界の国々における女子(18歳未満)の境遇を理解し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させるため、国連が平成23年に定めた「国際ガールズ・デー」にちなんだ国際交流イベントを緑が丘ふれあいセンターで開催します。 【重点目標】 イベントの開催回数	国際ガールズデーに合わせて、市役所及び男女共同参画センターにおいてパネル展を実施した。	1回	D	国際ガールズデーに合わせて映画の上映やワークショップを開催するほか、パネル展示やフェイスブックによる啓発を行う。
	協働推進課			0回		
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	市民が諸外国の生活習慣や文化に接し、外国人との親善交流を通じて相互の理解を深め、国際的視野を持つことを支援するため、市内在住外国人や横田基地住民との交流や青少年の海外派遣、国際理解教育推進事業(外国青年英語教育推進事業)等を通じた友好交流を促進します。	市内の高校生を対象に横田基地英語ツアーを実施し、文化交流を図った。 (参加者36名) (協働推進課)	/	C	横田基地英語ツアーについて、高校生だけでなく、広く市民を対象にした開催を検討する。 (協働推進課)
	協働推進課 教育指導課		市内各中学校へのALTの常時配置、小学校へのALT派遣、またアメリカンスクールとの交流により、外国との友好交流が図られた。 (教育指導課)	/	C	横田基地での交流事業など、市内小中学生のための国際理解教育の充実を図る。 (教育指導課)

基本目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
67	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。 市民に対しては、非正規雇用の現状やパートタイム労働法、労働者派遣法の内容など多様な労働形態についての情報提供を行います。	市民に対する各種講座等の情報提供は行ったが、事業者に対し意識啓発や理解を促す取り組みは行っていない。		D	チラシやパンフレットの配布により、市内事業所等に対し、就労の場における男女平等の取扱いについて啓発する。
	産業観光課					
68	復職・再就職等を支援する講座の開催 【重点事業】	復職・再就職を希望する市民が円滑に職場復帰・再就職できるようにするため、男女共同参画センター「ゆーあい」で復職・再就職に当たって必要なビジネススキル等を解説する講座を行います。 【重点目標】 講座の開催回数	創業や再就職を目指す女性を支援する「ウィメンズチャレンジプロジェクト」を実施し、再就職セミナーを開催したほか、ママインターンシップを実施した。	年1回	C	マザーズハローワークと連携し、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。
	協働推進課			1回		
69	女性の起業に関する情報提供・支援	家庭生活と仕事を両立する働き方として起業(企業・NPO)を目指す女性を支援するため、起業に関する情報提供や相談等を行います。	創業や再就職を目指す女性を支援する「ウィメンズチャレンジプロジェクト」を実施し、創業・起業セミナーと創業スクールを開催した。		C	マザーズハローワークと連携し、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。
	協働推進課					

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	女性が家事、育児、介護の負担のために仕事を辞めることなく就労を継続したり、一度仕事を辞めた女性が円滑に再就職できたりするようにするため、育児・介護サービスを充実させるとともに、再就職に役立つ情報提供や就労に関する相談等の支援を行います。	<p>創業や再就職を目指す女性を支援する「ウィメンズチャレンジプロジェクト」を実施し、創業・起業セミナーと創業スクールを開催した。また、創業や再就職に役立つハンドブックを作成し、参加者に配布した。</p> <p>(協働推進課)</p>		C	<p>マザーズハローワークと連携し、ウィメンズチャレンジプロジェクトの名を冠した創業・再就職支援の講座を実施する。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。</p> <p>(協働推進課)</p>
			<p>ハローワークや都から提供される女性の再就職に関する情報やパンフレットの提供を行った。</p> <p>また、ハローワークと連携した「ハローワーク立川出張相談会&ミニ面接会in武蔵村山」を年3回開催し、女性を含めた求職者の支援を行い、計18名の女性の参加があった。</p> <p>(産業観光課)</p>		B	<p>ハローワークと連携し、女性の就労・再就労のための相談会及び面接会を実施する。</p> <p>(産業観光課)</p>
	<p>就労支援及び女性限定の取組ではないが、高齢者の社会参画を推奨する新しい介護予防・日常生活支援体制の構築に向け生活支援コーディネーターを配置した。</p> <p>(高齢福祉課)</p>			C	<p>平成29年4月からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向け、基準を緩和したサービスとしてシルバー人材センターや地域の活動団体等の高齢者を活用していく。</p> <p>(高齢福祉課)</p>	
	<p>女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施した。</p> <p>待機児童数(旧定義) 平成27年4月 22人 平成26年4月 30人</p> <p>(子ども育成課)</p>			B	<p>女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施し、待機児童の減少を目指す。</p> <p>(子ども育成課)</p>	
	協働推進課 産業観光課 高齢福祉課 子ども育成課					

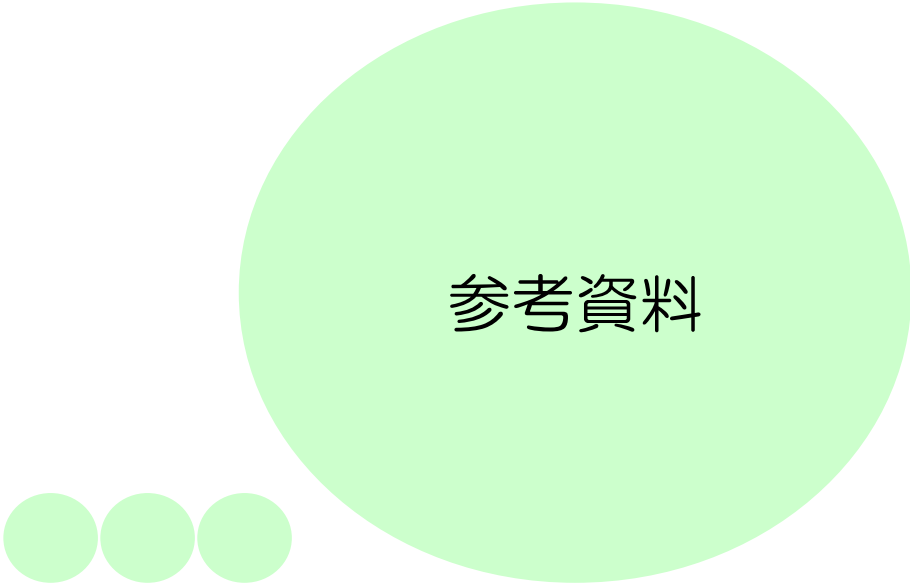
No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
71	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	ハローワーク及び東京しごとセンターから提供される情報やパンフレットの提供を行った。 また、事業者に対しては、東京都労働相談情報センターの発行する労働啓発資料の提供を行った。	/	C	雇用の充実を図りつつ、引き続き労働環境に関する情報発信を継続していく。
	産業観光課					
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する機運を高めるため、市内で従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の情報を収集します。また、顕著な効果を挙げている市内中小事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所と認定して、取組を支援することを検討します。 【重点目標】 認定企業数	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度は実施していないが、東京都女性活躍推進大賞を受賞した武蔵村山病院について、取組等を市ホームページで紹介した。	1企業	D	近隣自治体や東京都の取組を参考にしながら、認定制度の構築について検討する。
	協働推進課			0企業		
73	地域活動への支援	男女とも地域で趣味や余暇を生かした活動に参加し、心豊かな生活が実現できるようにするため、自治会活動、NPO活動、地域活動等を支援します。	市内の全自治会(54自治会)に対し、自治会活動費補助金を交付した。各自治会において祭りやイベントが実施され、地域の人々が活動・交流する場が設けられた。	/	C	引き続き市内の自治会に対し補助金の交付を行っていくとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、男女ともに充実した市民活動を行える環境作りやNPO支援を行う。
	協働推進課					
74	多世代の交流支援	男女とも多くの市民が自ら居住する地域で個性や能力を生かして地域活動に参加できるようにするため、地域で高齢者と子どもたちが集い、ともに学んだり活動したりできる場を設けます。	アートや物づくりなどの多世代交流講座を4回開催し、計89名の参加があった。	/	B	トークやアートなど、多世代の交流を図り、多様性を受け入れることを目的とした講座を開催する。
	協働推進課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
75	特に支援を要する市民に対する支援の充実	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	<p>・相談窓口の設置を市報、公式ホームページ及びチラシ等を活用して告知し、職員向けの研修等を受講して、支援の充実化に努めた。</p> <p>・相談者に対し、ハローワークの職業訓練制度の利用、履歴書の書き方や就職面接に向けた助言等就労全般に係る支援を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>	/	B	<p>引き続き広報活動により周知を図り、開催される研修等を受講し、支援の充実化を図る。</p> <p>(地域福祉課)</p>
			<p>在宅の障害者に対する社会参加及び自立を促すために、一般企業等への就労を希望する者への就労支援及び生活支援を行った。</p> <p>(障害福祉課)</p>		C	<p>障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安定して働き続けられるよう身近な地域において就労・生活面の支援を一体的に提供する。また、就労希望者の積極的な掘り起こしを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、福祉的就労から一般就労への意識付けを行っていく。</p> <p>(障害福祉課)</p>
	<p>ひとり親家庭への就労に向けた相談及び高等技能訓練給付制度等を活用し経済的自立を促進した。</p> <p>(子育て支援課)</p>		C		<p>引き続きひとり親家庭の制度等を活用し経済的自立に向けた取組みを行うとともに、相談や制度の存在を周知し、より多くの支援ができるよう努める。</p> <p>(子育て支援課)</p>	
	<p>就労に向けた技能取得や相談等の支援を行った。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談の機会を設ける等の支援を行った。</p> <p>(生活福祉課)</p>		C		<p>事業対象者の技能習得や相談等の支援の質を向上させる。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談の機会の更なる充実を図る。</p> <p>(生活福祉課)</p>	
	地域福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課					

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

76	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	厚生労働省「過重労働解消キャンペーン」(11月)に合わせて事業者へのリーフレットの提供を行った。	/	D	<p>広報紙、ホームページを活用して広く市民に周知・啓発を行う。</p>
	産業観光課					

No.	事業名	事業内容	27年度実施内容	目標値	評価	28年度目標
	担当課			現状値		
77	家庭内での男女平等意識の推進	男女が共に家庭責任を担い、仕事と家事・育児を両立できるようにするため、講座等を通して特に男性の育児への参加を促し、夫婦で協力して子育てに取り組むことを支援します。	男性の積極的な家事参加を促すことを目的に、料理講座、大掃除講座、講演会を合わせて5回実施し、全部で117名の参加があった。		B	男性を対象にした、家事や生活自立支援の講座を実施する。
	協働推進課					
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	男性の育児・介護休業の取得を促すため、市報や市ホームページ等の各種媒体を用いて休業の対象者である男性従業員や市内事業者に向けた制度の周知に努めます。	育児休暇を取得している男性の特集記事を情報誌YOU・IIに掲載し、市内事業所等に広く配布した。		C	育児休暇を取得した経験がある男性市民の特集記事を情報誌YOU・IIに掲載する。また、市内事業者への訪問を行い、情報提供等を行う。
	協働推進課					
79	モデルケースの紹介【重点事業】	男性の家庭生活への参画意識を高め、家事・育児等を実践することを支援するため、既にワーク・ライフ・バランスを実践している男性市民をモデルケースとして紹介します。 【重点目標】 ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	仕事・家庭・余暇の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目的に、「イクボス」講演会を実施し、52名の参加があった。	2回	C	育児休暇を取得した経験がある男性市民の特集記事を情報誌YOU・IIに掲載するほか、ワーク・ライフ・バランスを啓発するパネル展を実施する。
	協働推進課			1回		



参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

平成27年3月18日訓令(乙)第30号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- (2) 武蔵村山市(以下「市」という。)が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (3) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市内で活動する市民活動団体の関係者
- (2) 市内で活動する公共的団体の代表者又はその構成員
- (3) 公募による市民(市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日訓令（乙）第35号）

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（乙）第28号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日訓令（乙）第15号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令（乙）第16号）

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年3月18日訓令（乙）第30号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

区 分	氏 名
委員長	小 柳 貴 子
副委員長	杉 本 崇
委員	安 島 てつや
委員	金 子 彰 子
委員	木 下 幸 子
委員	波多野 愛 子
委員	福 岡 祐 子
委員	松 木 愛 梨
委員	峰 岸 喬
委員	山 内 かよ子

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成12年3月16日
訓令（乙）第20号

（設置）

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進を図るため、武蔵村山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、武蔵村山市男女共同参画計画に基づく施策に関し必要な事項を協議し、その効果的な推進を図る。

（組織）

第3条 委員会は、委員13人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財務部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、市民部保険年金課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部子育て支援課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日訓令（乙）第8号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（乙）第27号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

一部改正（平成20年7月15日訓令（乙）第134号）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

一部改正（平成24年2月23日訓令（乙）第11号）

附 則（平成25年7月1日訓令（乙）第116号）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令（乙）第26号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

区分	職名	氏名
委員長	協働推進部長	比留間 毅 浩
委員	秘書広報課長	岡 野 佳 子
委員	企画政策課長	鈴 木 義 雄
委員	職員課長	藤 本 昭 彦
委員	保険年金課長	小 延 明 子
委員	産業観光課長	児 玉 眞 一
委員	高齢福祉課長	加 藤 秀 郎
委員	子育て支援課長	小 林 眞
委員	健康推進課長	宮 沢 聖 和
委員	教育総務課長	井 上 幸 三
委員	教育指導課長	佐 藤 敏 数
委員	文化振興課長	山 田 義 高
委員	スポーツ振興課長	指 田 政 明

武蔵村山市第三次男女共同参画計画
平成27年度
推進状況調査報告書

平成29年3月

発行 武蔵村山市男女共同参画推進委員会
(事務局) 武蔵村山市 協働推進部 協働推進課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 (代表)